

令和6年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和6年9月12日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第48号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○学校教育課所管

・令和6年度いじめ調査結果について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	3番	馬場	哉	委員
副委員長	5番	山本	精	委員
	2番	榎木	憲法	委員
	4番	森山	高広	委員
	9番	上野	雅央	委員
	12番	浅田	晃弘	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下	康之	君
教育長	奥村	博已	君
健康福祉理事	立原	信子	君
教育次長兼学校教育課長	矢野	里志	君
企画財政課長	中地	智之	君
福祉課長	太田	智子	君

福祉課課長補佐	小川英人君
健康対策課長	岡崎一男君
健康対策課課長補佐	田中辰也君
子育て支援課長	廣島照美君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て 支援センター所長	時田美喜代君
学校教育課課長補佐	杉浦恒君
学校教育課課長補佐	明尾洋平君
学校給食共同調理場 所長	市川博己君
社会教育課長	岡崎貴子君
社会教育課課長補佐	木村幸治君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾岳士君
庶務係長	重富康宏君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（馬場 哉） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、9月3日の開会日に上程をされ付託されました議案第48号付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、9月定例議会の開会中におけます文教厚生常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶なり、またお礼を申し上げたいというふうに思います。当委員会の馬場委員長、また山本副委員長のもと、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう9月も中旬に入ってまいりましたけれども、まだ9月というような時期やなしに、まだ真夏やなというような非常に暑い日が続いているわけでございまして、まだいまだに昨日も熱中症の警戒アラートが出ているというような非常に厳しい暑さが続いているわけでございますけれども、委員各位におかれましては本当に熱中症対策等々についてもご留意いただき、引き続きご健勝いただきたいなというふうに思っておりますけれども。

特にこの夏の暑い時期のちょうどお盆前後ぐらいには非常にコロナも宇治田原の中では感染者が非常に増えたということで、医療機関のほうも大変混雑しているというようなことも聞いておりましたけれども、ここに来まして、今のところ大きく感染があるというのは情報は聞いておりませんが、いずれにいたしましても、このコロナはイ

ンフルエンザも同じ5類でございますけれども、なくなったわけではございませんので、引き続きまた予防対策には町もしっかり力を入れていかなければならない。また委員各位におかれてもそれぞれご尽力いただきたいなと思っております。

そういった中、こういった時期でございますので非常に台風シーズンで防災の月でもあるというふうに言われている中におきまして、早くから台風が出ているわけでございますけれども、まだ今のところ13号でございますので、まだまだこれから台風の卵が熱帯低気圧としてこれからまたわっと湧いてくるのではないかというように、日頃から気象情報にも気を遣っているところでございますけれども、特にこの台風10号は非常に今までかつてない進路をたどったというようなことで、町といたしましても8月26日からこの台風10号にどういった方向に進むのかということで、近畿直撃と言われておりましたので、しっかり防災対策をしていかなければならないということで内部で協議したわけでございますけれども。

そういった中、この台風が九州のほうへ回っていったというようなことで今までかつてない方向に進んだということで、本当に九州の鹿児島やまた宮崎、大分等々甚大な被害が起こり、またお亡くなりになられたということでご冥福をお祈りするところでございますけれども、それと同時に台風の通っていないところでは湿った空気が入ってきて、東海のほうでも非常に豪雨になったということで災害が出ているというような、非常に大きな甚大な災害をもたらした台風でございました。町としても8月30日に警戒対策本部を設置いたしまして、何どき、気象情報なりまた気象状況によって警報の発令があればすぐさま住民の皆さんに避難をしていただくということで、避難所の開設あるいはまた避難所に配置する職員の配置、これもしっかり事前に決めておって、そしてしっかりと警戒に当たったわけでございますけれども、宇治田原町はこの10号はちょっとそれまして何の被害もなかったと安堵をしておりますけれども。台風のないところで豪雨があるというこういうような状況もございますので、日頃からしっかり気象情報は注意していかなければいけないと思っております。

そういった中で、この10号のときに、今までもそういった災害がなかった本町と、災害応援協定を結んでおります岐阜県揖斐郡の池田町さんでございまして、ここも今まではそんなことなかったんですけれども、テレビ等々見ていましたら、そこを杭瀬川という川が池田町さんのところに流れておまして、その川が決壊いたしまして、池田町さんでは床上浸水、床下浸水が起こりまして、ここが災害が起こったわけでございます。そういった応援協定が町でございまして、情報収集をさせていただいて何どき

でも宇治田原から応援に行きますよというようなこともやったわけでございますけれども、池田町の竹中町長さんから本町の西谷町長のほうに連絡があつて、ありがとうございますと、本町の内部で何とか対応できるということでもございましたので、ご親切にありがとうございますというお電話いただきましたけれども、お互いそういうようなことが起これば、助け合いするということが非常に大事でございますので、本町では大丈夫だというんではなしに、やっぱり全国的に、やっぱり世界にも目を向けなければならないというふうに思っています。

そういう中では台風11号は中国、フィリピン、ベトナムのほうに甚大な災害、ましてやベトナムではもう178人を超えているというふうにも聞いておりますし、また宇治田原町には476人の外国人が暮らしておられる中に、約55%ベトナムの方がございますので、本国の実家はどうかと、そんなような心配もしているわけでございますけれども。

常にそういった気象情報なり、またこういった時期でございますので、しっかり目を向けながら、また情報を収集しながら、宇治田原町の住民の皆さんにも早く対処できるように進めていかなければならないというふうに思っておりますので、また委員各位にはいろいろな角度からご指導をいただきたいというふうに思っております。

そういった中、そうした安心・安全の要と言われております宇治田原町の消防団でございまして、この9月14日に消防団の総合訓練をさせていただきたいということで、委員皆さんにご案内もさせていただいているところでございまして、議長さんにご出席を賜りたいというふうをお願いしているところでございまして、午前9時から住民グラウンドのほうで消防団の総合訓練をさせていただきますので、また大変暑い中でお忙しいと思っておりますけれども、またご出席を願って、激励の言葉もいただきたいというふうに思っております。

特に、これは以前は町長査閲という言葉を使っておりましたけれども、その言葉を消防団総合訓練という言葉に変えましたので、ここでは小隊訓練というのが今までから花でございまして、1支部だけではなかなか困難ということで、今年は第1分団の第2部立川と第2分団第4部の禅定寺が合同になって小隊訓練を披露いただけるということで、京都府の消防ポンプ操法の訓練開始の5月というところから、一緒に小隊訓練を今日まで暑い中、仕事終わってから住民グラウンドのほうで訓練させていただいておりますので、またご披露させていただきたいと思っております。

私もこの間リハーサルを見ていきましたけれども、消防団の総合訓練が昨日ちょっと5年ぶり言っていましたけれども、実際は細かく計算したら6年ぶりということで、ち

ようどコロナ禍の間はできなかったということでもちよつと空いておりますけれども、空いている割には皆さんきびきびとした入場行進なり、またきびきびとした行動をしていただいで非常に安堵はしておりますけれども、14日にそうした披露をさせていただきますので、各委員におかれてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、消防団のほうがお訓練いたしますので、私のほうから申し上げるのは、非常におこがましいことではございますけれども、以前に議員さん防災服で来られたときもございましたけれども、できましたら、私のほうから言うのは申し訳ないけれども、平服いわゆるふだん着のほうで来て、暑い時期でございますので軽装で来ていただいで応援をいただきたいというように思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思ひます。

それから、これからちよつとええ話でございますけれども、せんだって委員各位にお世話になりました平和のつどい、これも子どもたちの発表ということでご苦勞いただいたわけでございますけれども、この日に京都府の吹奏楽のコンクールがちよつど同じ日でございますして、発表している子どももおりましたけれども、吹奏楽に出た子どもたちもおりまして、京都市のほうで開催された吹奏楽のコンクールにおきまして維孝館中学校の吹奏楽部が金賞ということで昨日ご報告いただきまして、以前に新聞には載っていましたがけれども、今日は大きく新聞に載っていると思ひますけれども、3年生が4人しかおられないけれども2年生と1年生が割とおられて、先生方も熱心にご指導いただいでいるということで、また維孝館中学の文化祭とか生涯フェスティバルの中でまた披露していただけるのではないかとこのように思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思ひます。

それから、昨日テレビでNHKの「京いちにち」という番組がございまして、ここで地方公務員が選ぶすごい地方公務員ということで本町の企画財政課の勝谷課長補佐でございまして、これが選ばれて受賞ということになりまして、本当に町としてうれしく名誉のあることございまして、全国地方公務員が何十万人いる中の11名の中に選ばれたということで非常にうれしく思ひまして、本人が積極的に業務のいろいろなアイデア、またいろいろな方向を考えるとともに、やはりほかにいる職員も周りも一丸となつていったおかげやなというふうに思ひますけれども、特にふるさと納税についても2億円頂くのを続けていただいでいるというそういう実績と、それと併せてそのほかに子どもたちのためにどのように使うか、これがやっぱり一番大事であり、そうした納税いただく方の心をつかんだのではないかとこのように思ひますので、未来挑戦隊チャレ

ンジャーというそんな名目でやっていることが非常に積極的な取組というふうに見ていただいたのと、それと、彼は以前総務課のほうで広報を担当しておりまして、そのときに総務大臣表彰を取って、また京都府の広報賞も連続で取っていましたので、やっぱりそういったことがこうしたアイデア、またそういうすごい地方公務員ということで選ばれたのではないかというふうに思います。

これは株式会社ホルグというところがやっているんですけども、地方公務員アワードということで、今度10月13日に表彰式のほうに東京のほうに行く予定いたしておりますけれども、本人見かけたら一言声かけていただきましたら、また引き続きなお一層励みになって頑張ると思いますので、その際はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、いろいろと申し上げて申し訳ないんですけども、議会からもいろんなお話をいただいております日本語学校、これの件にも議会にも報告なりまた一般質問いただいているわけでございますし、また宇治田原町に今9月1日現在に476名の外国人がおられるということで、こういった議会の一般質問の中にあつたわけでございますけれども、来年度にしっかりと日本語教室を開設するに向けて、そのお手伝いをしてくださるボランティアの方を養成していきたいということでお願ひを、また募集をかけたところ、27名の方が快く協力しようということでお越しをいただきまして、もうこの9月7日に第1回目のボランティアの養成講座を開設いたしまして24の方がお見えをいただきまして、小さいお子さんをお持ちの方もおられますので、しっかり保育できるようにそういった体制も組んで来ていただきまして、非常に積極的に和気あいあいといろんな講座のほうができたということで、これはこれから土曜日ごとに5回しっかりやっていって、それで来年度にしっかりと日本語教室、また宇治田原町のしっかりと文化なり歴史、こんなのもいろいろ覚えていただけるように取り組んでまいりたいと思っていますので、また各委員にはいろいろな角度からご指導いただきたいというふうに思います。

大変長々と申し上げて申し訳ございませんけれども、また10月に入りましたら追悼式とか敬老会、また小中学校の運動会、各地域のいろんなお祭り等々もございましてけれども、またいろいろな角度でご出席を賜り、引き続きご指導賜りますようよろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は付託議案の審査が1件ございまして、また担当課長のほうから説明いたしますので、どうぞよろしくご審査をいただきご可決賜りたいというふうに思っております。

ます。それとまた、教育委員会のほうからも所管事項の報告があるということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。それと併せまして、委員各位におかれてはこういった暑い時期でございますけれども、お体には十分ご注意くださいまして、引き続きご活躍賜りますようご祈念申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

---

### ◎付託議案審査

○委員長（馬場 哉） 日程第1、付託議案審査について。

---

### ◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場 哉） 議案第48号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、お手元に議案第48号のほうをご準備いただきますようお願いいたします。

宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明を申し上げます。

議案書の表紙の提案理由に書いてございますように、マイナンバー法等に関する法律等の一部改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

説明につきましては議案の後ろについております一枚物の資料、令和6年9月3日議案第48号資料というふうに右肩に書いてございます概要資料のほうをご覧ください。

まず概要でございますけれども、マイナンバー法等の一部改正法によりまして、医療保険各法における被保険者証が廃止されることに伴いまして、この本条例の上位法であります国民健康保険法から被保険者証の返還に応じない者に対する過料等を定めた規定が削られることとされたため、本条例においても同内容に係る規定を削除するものでございます。

主な改正内容でございますが、国保法の第127条の規定、こちらにつきましては市町村条例により過料を設けることができると定めている規定でございますけれども、この規定によりまして本条例において同法第9条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合、この第3項もしくは第4項の規定と申しますのが、保険料税を特段の事情なく長期間滞納している世帯主に対して被保険者証の返還を求めるとこういった規定でございますけれども、これに応じない場合においてはその者に対して現状10万円以下の過料を科することを定めておりますが、この規定が被保険者証の廃止に伴いまして削除するというものでございます。

施行日につきましては、改正法の施行期日と同じ令和6年12月2日を予定しております。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○副委員長（山本 精） これ改正されるわけですが、現行で返還に応じなかった場合に10万円の過料というのが科せられると書いているんですけども、科せられたことはあるのでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 本町、国民健康保険におきましては基本的に滞納者の方に対しては短期被保険者証の発行による対面での指導、あるいは京都府税機構との連携による適切な滞納対策を行っておりまして、ちょっと言葉が似ているんですけども、現行の制度では資格証明書といいまして、悪質といいますか長期間の滞納者の方にこれを発行することによって窓口で10割負担をすると、それを後から償還払いをするという、これがこの返還とセットになっているんですけども、その資格証明書を発行したことは1件もございません。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 分かりました。今後これが廃止されるということになると思うんですけども、あと3か月ぐらいでそうなると思うんですけども、さきの一般質問の中でもこういう質問あったと思うんですけども、自分ちょっと確認のためにお聞きしたいと思います。12月2日以降保険証が廃止されたら保険証そのものがなくなるわけですから、その後はどうなるのでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 今ご質問いただいたように先日の榎木議員の一般質問のご

答弁と重複いたしますけれども、本年12月2日以降に新たに国保被保険者になられた方、あるいは現在の被保険者証の有効期間終了以降の方のマイナ保険証をお持ちでない方につきましては、マイナ保険証に変わって医療機関で保険診療を受けることのできる資格確認書、こちらを発行することによって被保険者の不利益が生じないようにすることとしております。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） その資格確認書ですけれども、一応政府なんかでは、報道なんかでも5年間有効というのを書かれているんですけども、5年間有効ということで、5年間有効にして後はまた発行されるんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 資格確認書につきましては、5年を超えない範囲において、保険者において期間を設定するということとしております。したがって、本町の国民健康保険で現在12月2日以降の資格確認書、この有効期限をどうするかは今検討中でございますけれども、その有効期限が終了した際に、まだマイナ保険証をお持ちでない方につきましては新しい有効期限を定めた資格確認書を発行させていただくことになると思います。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 分かりました。ただ、今保険税の滞納者の方に対しては資格証明書が発行されていることになるけれども、今後とも同じように資格証明書は12月2日以降も発行されるということでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 岡崎課長。

○健康対策課長（岡崎一男） まず資格証明書は、先ほど答弁させていただいたように発行したことはございません、現行の制度で。

今後、12月2日以降の法改正後につきましては、この資格証明書というものも廃止されますので、先日のこれも一般質問のほうのご答弁と重複いたしますけれども、滞納されている方に対しての通知等につきましては、現在国のほうでスキーム等を整備されておられますので、資格確認書の中ではこういった記載にして、そういった方への周知をするかとかそういうことを含めて現在私どものほうで整理をしているところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 結構です。

○委員長（馬場 哉） よろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

続きまして、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 異議なしと認めます。

議案第48号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(馬場 哉) 挙手多数。よって議案第48号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

今回、文教厚生常任委員会へ付託されました1議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出をいたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても9月27日の本会議において討論される方は、討論通告書を9月25日水曜日、午後5時まで議長宛てに提出をしてください。

これで日程に上げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 当局からは何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようでございますので、これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時27分

○委員長(馬場 哉) 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について会議を始めます。

---

### ◎各課所管事項報告について

○委員長（馬場 哉） 日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

学校教育課所管の、令和6年度いじめ調査結果について説明を求めます。杉浦学校教育課課長補佐。

○学校教育課課長補佐（杉浦 恒） 失礼します。それでは、令和6年度宇治田原町いじめ調査1回目の報告になります。

まず、小学校と中学校の報告に共通しております2点につきまして先にお伝えをいたします。

まず1点目、調査の目的になります。いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。本調査はいじめの実態把握を行うことにより、早期発見、早期対応につなげていくことを目的とするとなっております。

続きまして、2点目、いじめの定義になります。児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものが定義となっております。以上のように、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じたものを認知としております。

また目的にありますように、早期発見、早期対応につなげていくことを目的としておりますので、今回認知した事案につきましては、2学期末に行われます追跡調査でその状況のほうをまた再度確認を進めてまいります。

それでは、まず小学校の報告をいたします。

1、アンケートの状況ですけれども、アンケートの状況は全て2校とも記名式となっております。

2、児童数の状況ですけれども、382名全ての児童に調査を行っております。

3、認知件数は36件となっております。内訳、1年11件、2年8件、3年8件、4年3件、5年5件、6年1件となっております。続きまして、いじめの対応は、冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われるが35件、仲間外れ・集団による無視をされるが6件、軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりするが15件、ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりするが2件、金品をたかられるが1件、嫌

なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりするが2件、その他が1件、合計62件となっております。

未解消件数になります。A要指導件数、行為がやまず嫌な思いをしている件数は1件、B要支援件数、行為はやんでいるが嫌な思いをしている件数が27件、C見守り件数、嫌な思いはないが行為をやんでいる期間が3か月に達していないが7件となっております。

続きまして、5、解消件数になります。解消件数の定義としましては、3か月以上いじめ行為がなく被害児童の嫌な思いのない状態になります。ですので、調査の段階でこの3か月以上というところはこの1学期末ではなかなか7月に実施しております関係で達していない状況がありますので、先ほどの未解消件数の計上となっております。この解消件数ですけれども1件となっております。

続きまして、6、重大事態の件数はゼロ件。

7、未調査の件数はゼロ件となっております。

続きまして、中学校の報告をいたします。

1、アンケートの状況は記名式の回答となっております。

2、生徒数の状況につきましては212名全ての生徒に調査を行っております。

3、認知件数は7件となっております。内訳は1年生2件、2年生4件、3年生1件となっております。いじめの対応につきましては、冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが5件、金品を隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりするが2件、合計7件となっております。

4、未解消件数、A要指導件数、行為がやまず嫌な思いをしている件数が4件、B要支援件数、行為はやんでいるが嫌な思いをしている件数はゼロ件、C見守り件数、嫌な思いはないが行為がやんでいる期間が3か月に達していないが3件。

5、解消件数はゼロ件となっております。

6、重大事態の件数はゼロ件。

7、未調査の状況もゼロ件となっております。以上、報告になります。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 1番のアンケートの状況で、ここで府の様式を採用されているところで、それに加えて記名式ということとされているんですけども、大人の世界のアンケートでもなかなか記名式ですると本音が出にくいというようなところがあって、その辺は問題ないんだろうかというのが1つと、逆に、無記名にしてしまうとこの4番

以降のことが何もフォローできないではないかというような相反するものがある、本音を拾い上げたいためには本当は無記名式のほうがいざ知らずけれども、後のほうでフォローしていこうと思ったらやっぱり記名式が必要なのかな。その辺をやっぱり後のフォローのほうが大事なので記名式にされているのか、府が大体もうその方向でいっているからという形を採用されているのか、その辺をちょっと聞きたいんですけども。

○委員長（馬場 哉） 杉浦課長補佐。

○学校教育課課長補佐（杉浦 恒） 今榎木議員おっしゃれたように、この目的にもありますように、このいじめ調査というのは実態把握を行うことにより早期発見、早期対応、この状況を把握することでその苦しんでいる児童生徒を助けるために対応するということを第一にしておりますので、この行為が誰がどのように感じているのかというのをしっかりと把握して、そしてその声を拾い上げることを大切にしておりますので記名式となっております。

○委員長（馬場 哉） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） よく理解できました。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。山本委員。

○副委員長（山本 精） このいじめ調査の中でいろいろな認知件数の中で出ていると思うんですけども、ここに小学生の場合のところに金品をたかられるというのが1件入っていますが、これはもう解決しているんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 杉浦課長補佐。

○学校教育課課長補佐（杉浦 恒） 今お話しありました金品をたかられるという項目になりますけれども、金品というものは金銭もしくは品物ということになっております。この状況の中で金品だけですとどういう状況かというのが把握できておりませんので、その中身については学校のほうに詳しく確認をしております。中身としましては、消しゴムを確認も承諾もせず貸してと言って消しゴムを取られるという事案だったんですけども、この事案に関しましては解消件数のほうに上がっておりませんが、適切な指導を行い今解消につなげていっている状況となります。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 小学生のところはなかったけれども、中学生のところにその下の金品を隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりという項目が2件出ているんですけども、これについては先ほども金品に品物やと言われたんですけども、お金ということではなかったんでしょうか、この問題も。

○委員長（馬場 哉） 杉浦課長補佐。

○学校教育課課長補佐（杉浦 恒） この中学校2件、金品を隠されたり盗まれたり捨てられたりするということ2件に関しましても、筆箱を取られるというものと、あとシャーペンを勝手に使われて壊されたということで訴えているものになります。こちらの件につきましても、もうその子への指導は済んでおりまして、3か月以上その行為がないという今解消のほうにつなげている段階となっております。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 分かりました。ただこういう中で気になるのが、やっぱり重大事態に陥るような、そういう事例がやっぱり今後出てこないようにしてもらわなあかんと思いますので、ここはしっかりと指導していただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（馬場 哉） 私のほうから、アンケートの様式の中で金品という部分がたくさん出ているんですけども、このアンケートの様式は京都府からこういうふうにしなさいという聞き方をされてはるということで理解していいのかな。金品って品物でもそうですけれども、金品って書いてあるとちょっと物騒な感じがするので、その点はどうですか。

○委員長（馬場 哉） 杉浦課長補佐。

○学校教育課課長補佐（杉浦 恒） この京都府から頂いている様式のほうに、金品をたかられる・金品を隠されたりという金品という言葉が出ておりましてそちらのほうを使用しておりますけれども、その金品という言葉がどういう意味を指すのかということについてはアンケートの実施に当たりましては、児童生徒に分かるようにお伝えをした上で実施をしてもらうということで取っております。

○委員長（馬場 哉） 今、課長補佐答弁してくれましたが、金品という意味はこういうことですかということも生徒に指導してアンケートに答えているので、そこで生徒さんもある程度理解をしてはるという意味なんですね。

分かりました。引き続きこういういじめ調査については学校側にしっかり対応し、また指導していただくようによろしくお願いしておきます。

ほかに何か質疑がある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて学校教育課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に上げておりますただいま出席の所管分の各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 当局からは。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようでございますので、これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

---

### ◎その他

○委員長(馬場 哉) 次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 当局からは。

(発言する者なし)

○委員長(馬場 哉) 事務局からは。

(発言する者なし)

○委員長(馬場 哉) ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案1件及び、各課所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。

第2四半期も終盤に差しかかり、下半期に入ろうとしておりますので、確実な事業執行に努めていただくことを強く求めておきます。また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告について、今後においても遺漏のないように重ねて要望しておきます。10月の閉会中の委員会においては、第3四半期の執行状況の報告を願う予定としておりますので、10月22日、午前10時から予定をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

閉 会 午前10時41分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長                      馬    場                      哉